

○丹波市特産振興補助事業（特産物生産組合等支援事業）「丹波市が認める生産団体又は法人」における認定審査基準

令和元年 5 月 29 日

（趣旨）

第 1 条 この要領は、丹波市農業補助金交付要綱（平成16年丹波市告示第246号。以下「要綱」という。）第 2 条別表第58（以下「事業」という。）に規定する「丹波市が認める生産団体又は法人」の認定審査基準について必要な事項を定める。

（生産団体について）

第 2 条 この要領における生産団体は 3 戸以上の農家による団体とする。

（認定申請）

第 3 条 事業の補助金の交付を受けようとする者（以下「交付希望者」）は別紙「特産物生産組合等支援事業 生産団体等認定申請書」（以下「申請書」という）を市長に提出しなければならない。

（認定審査基準）

第 4 条 市長は交付希望者から申請書の提出があつた場合は当該各号のいずれかに定めるところ、又は必要に応じて現地調査等により、補助事業の対象となる者の認定審査を行うこととする。

（1）丹波市内にて、水稻生産実施計画書及び営農計画書における指定作物の栽培面積の概ね 3 割以上を栽培および契約栽培又は栽培指導等している生産団体又は法人

（2）丹波市内にて、水稻生産実施計画書及び営農計画書における指定作物の栽培者の概ね 3 割以上を構成員としている生産団体又は法人

（3）指定作物の品評会を開催している生産団体又は法人

（4）指定作物の出荷規格等を定め、個選共販又は共選共販を行い、その取扱高が概ね530万円以上ある生産団体又は法人

（5）指定作物の栽培講習会等を開催し、年間の累計参加人数が概ね100名以上ある生産団体又は法人

（6）（1）から（5）のいずれの定めも該当しない場合、3 年以内に満たす取組計画書を作成し、実施体制や役割分担、責任者等を明確化し、かつ、目標達成のための取組に妥当性が認められる生産団体又は法人

（認定の決定）

第 5 条 市長は前条の認定審査により、補助事業の対象となる者と認めたときは、特産物生産組合等支援事業 生産団体等認定通知書を交付するものとする。

附 則

この要領は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 25 日から施行する。